

郡山市保育所広域入所実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の6第1項の規定に基づき、本市に居住する保育を必要とする児童を他の市町村にある保育所等に入所させ、又は他の市町村に居住する保育を必要とする児童を本市内にある保育所等に入所させること（以下「広域入所」という。）に関し必要な事項を定めることにより、広域入所の円滑な実施を図り、もって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 法第39条第1項の規定により設置された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定により設置された認定こども園及び子ども・子育て支援法第7条第5項の規定により設置された地域型保育を行う施設をいう。
- (2) 管外保育所等 他の市町村にある保育所等をいう。
- (3) 管外委託 本市に居住する保育を必要とする児童を管外保育所等に入所させることをいう。
- (4) 管外受託 他の市町村に居住する保育を必要とする児童を本市内にある保育所等に入所させることをいう。
- (5) 広域入所 前2号に掲げる管外委託及び管外受託をいう。
- (6) 保育の実施者 法24条第1項の規定により、保育所等において保育をしなければならない者をいう。
- (7) 受入権者 管外保育所等を所管する市町村長又は管外保育所等の設置者をいう。

(対象児童)

第3条 広域入所の対象となる児童は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 保護者が管外保育所等のある市町村の事務所等に勤務する児童
- (2) 保護者が出産、病気、介護等のため、一時的に管外保育所等のある市町村内に居所を定める児童
- (3) 入所を希望する保育所等が所在する市町村に転出又は転入する予定がある児童

2 前項の規定にかかわらず、広域入所が必要であると市長が認めた児童については、広域入所の対象とする。

(申込手続)

第4条 広域入所を希望する保護者は、居住する市町村に申請するものとし、管外受託を希望する保護者は、郡山市子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び保育の利用に関する規則（平成26年12月5日規則第66号。以下「規則」という。）第16号様式による保育所入所申込書を市長に提出しなければならない。

(承諾期間)

第5条 入所の承諾期間は、前条の保育所入所申込書の提出があった日からその日の属する年度の末日までの期間において市長が必要と認める期間とする。

- 2 承諾期間は、郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領（平成18年12月12日制定。以下「要領」という。）第9条の規定を適用する。
- 3 広域入所した児童が、入所した年度の翌年度も広域入所を必要とする場合は、延長の申し込みをすることができる。

(管外委託に係る手続)

第6条 市長は、管外委託が必要であると認めるときは、管外保育所等の受入権者に対して、入所を協議するものとする。

2 前項の協議により管外保育所等の受入権者が入所を承諾した場合は、市長は、規則第17号様式による保育所入所承諾書により保護者に通知するものとする。

(管外受託に係る手続)

第7条 管外受託に係る入所の協議があったときは、市内の保育を必要とする児童を優先して入所させた後に、希望する保育所等の職員配置の状況に応じて要領第6条に基づき選考するものとする。

(保育の実施の解除)

第8条 保護者は、広域入所した児童について、入所の承諾期間の満了前に退所させようとするときは、児童を保育している保育所長に規則第19号様式による保育所退所届を提出しなければならない。

(保育料)

第9条 広域入所児童に係る保育料は、保育の実施者の徴収規定に基づき、保育の実施者がこれを徴収するものとする。ただし、次に掲げる費用については、管外受託児童が保育されている保育所等の設置者が徴収額を定めるとともに、これを管外受託児童の保護者から直接徴収するものとする。

(1) 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成19年11月30日雇児発第1130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める事業に係る費用

(2) 3歳以上の児童の主食に係る費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、管外受託児童が保育されている保育所等の設置者が必要と認める費用

(費用負担)

第10条 広域入所児童に係る保育所運営費は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児59号の2厚生事務次官通知）の定めるところにより算定した額とし、保育の実施者がこれを支弁するものとする。

(国への報告等)

第11条 広域入所児童に係る保育所運営費支弁台帳及び福祉行政報告例の作成並びに国庫負担金の請求及び受領は、保育の実施者が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保育の実施者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。